

平成30年8月23日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

再生債権の届出開始に関するお知らせ

株式会社MTGOX（以下「MTGOX」といいます。）の民事再生手続（以下「本民事再生手続」といいます。）にご理解ご協力頂き、誠にありがとうございます。

破産手続のときと同様に、再生管財人は、MTGOXのビットコイン取引所のユーザー（以下「ユーザー」といいます。）がウェブサイト上で、MTGOXに対する仮想通貨及び金銭の返還に関する債権（以下「取引所関係再生債権」といいます。）の届出等をできるシステム（以下「本システム」といいます。）を構築しました（<https://claims.mtgox.com/assets/index.html#/>）。本システムを利用する方法（以下「オンライン方法」といいます。）により、世界中のユーザーが、時間と費用をかけずに、簡易に、日本の民事再生法及びその他の法令に従って取引所関係再生債権の届出をして、本民事再生手続に参加することができます。オンライン方法による届出は、本民事再生手続の適正かつ円滑な遂行が確保できるようになるという点で、ユーザー自身を含む本民事再生手続の全ての関係者の利益になります。したがって、まずは、オンライン方法による取引所関係再生債権の届出にご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、再生管財人は、オンライン方法を利用できないユーザーのために、再生債権届出書の書式（以下「本届出書式」といいます。）を用意いたしました。オンライン方法を利用できないユーザーは、本システムより本届出書式をダウンロードしてコンピューター上で必要な事項を入力し、印刷して署名又は記名押印したものを以下の再生管財人室宛てに郵送する方法（以下「オフライン方法」といいます。）により、取引所関係再生債権の届出をする必要があります。

株式会社MTGOX 再生管財人室

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目4番地1 麹町3丁目ビル202号室

オフライン方法による届出は、オンライン方法による届出に比べて、時間と費用を要し、オフライン方法がオンライン方法に比べて有利な点は特段ありません。オンライン方法による届出が可能な場合には、オンライン方法を使っていただくようお願いいたします。

なお、東京地方裁判所が定めた再生債権の届出期間は **2018年10月22日(日本時間)** までとなっておりますので、必ず届出期間内に再生債権の届出を行ってください。

再生管財人は、オンライン方法及びオフライン方法の記載要領を下記のとおり作成いたしましたので、ご参照ください。

- ・オンライン方法の記載要領：

https://www.mtgox.com/img/pdf/201808_online_how_to_ja.pdf

- ・オフライン方法の記載要領：

https://www.mtgox.com/img/pdf/201808_offline_how_to_ja.pdf

※ 記載要領をご覧いただく際は、上記リンクから記載要領をダウンロードした上で、Adobe Acrobat Reader DC を使用してご覧ください。

また、平成 30 年 8 月 23 日付「再生債権の届出に関する Q&A」(https://www.mtgox.com/img/pdf/20180823_qa_ja.pdf) にて基本的な Q&A を掲載しておりますので、こちらもご確認ください。

なお、オンライン方法で破産債権を届け出たユーザーのうち、法人のユーザーは、本システムを利用することができません。本システムの利用開始まで今しばらくお待ちください。

再生債権の届出に関する不明点の問い合わせ窓口は以下のとおりです。

電話番号 03-4588-3921

受付時間 月曜日～金曜日（日本の祝日を除く）

午前 10 時～午後 5 時（日本時間）

再生管財人の事務所への直接のお問い合わせ、E メールによるお問い合わせ等は対応ができませんので、おやめくださいますようお願いいたします。

再生管財人は、将来、本システムの追加の機能をリリースすることも予定しています。追加の機能のリリースを含めて、今後も、関係者の皆様にお知らせすべき事項については、必要に応じ、本ウェブサイト等にてお知らせする予定です。

皆様におかれましては、引き続き、本民事再生手続にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。